

## 一般社団法人十勝地区サッカー協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下「本協会」という。）定款細則第22条の規定に基づき、十勝におけるサッカーの発展に寄与した個人又は団体に対する褒賞に関し、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

本協会の会員、顧問

本協会の登録会員の役員及び選手、団体

その他本協会の運営に多大な貢献をした者

### (表彰事項)

第3条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行うものとする。

多年にわたり、サッカーの普及振興に寄与しその功績の顕著な者、または団体。

多年にわたり、サッカー競技の指導者としてその功績の顕著な者。

国際的又は全国的・全道的なサッカー競技において、特に優秀な成績を挙げ、その功績の顕著な者、又は団体。

その他前各号のほかに、本協会会長が特に功績顕著と認めた者、又は団体。

### (表彰の種類)

第4条 表彰の種類は次のとおりとし、細則で別に定める。

- (1) 特別功労賞
- (2) 協会賞
- (3) 奨励賞

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈って行うものとする。

### (表彰者の決定)

第6条 表彰者は本協会専門委員会及び連盟から推薦された者又は団体、及び本協会が特に必要と認める者について、本協会表彰委員会において選考し、理事会の承認を受けるものとする。

### (表彰の時期)

第7条 表彰の時期及び場所は、理事会で決定する。

### (規程の改正)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

### 附 則

1 この規程は平成22年4月1日より施行する。